

令和 7 年第 1 回砂川市議会定例会

令和 7 年 3 月 1 9 日（水曜日）第 6 号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 1 3 号 砂川市開業医誘致等条例の制定について
議案第 1 5 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 6 号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 7 号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 8 号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 9 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 2 号 砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 5 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
議案第 2 6 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
議案第 2 7 号 砂川市まちなか交流施設の指定管理者の指定について
議案第 7 号 令和 7 年度砂川市一般会計予算
議案第 8 号 令和 7 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第 9 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第 1 0 号 令和 7 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 1 号 令和 7 年度砂川市下水道事業会計予算
議案第 1 2 号 令和 7 年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第 1 4 号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 0 号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 1 号 砂川市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 3 号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 24 号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関
する規約の変更について
- 日程第 3 議案第 29 号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 報告第 1 号 監査報告
報告第 2 号 例月出納検査報告
- 日程第 5 議案第 30 号 砂川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 6 議案第 31 号 常任委員及び議会運営委員の選任について
- 追加日程第 1 議長の常任委員辞任について
- 日程第 7 選挙第 1 号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
選挙第 2 号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
選挙第 3 号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
選挙第 4 号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
選挙第 5 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第 2 継続第 1 号 総務文教委員会継続審査
継続第 2 号 社会経済委員会継続審査
継続第 3 号 議会運営委員会継続審査
- 日程第 8 意見案第 1 号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める
意見書について
意見案第 2 号 持続可能な学校の実現を目指す意見書について
意見案第 3 号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂
を求める意見書
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 13 号 砂川市開業医誘致等条例の制定について
議案第 15 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 16 号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
議案第 17 号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
議案第 18 号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定につい
て

- 議案第 19 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
- 議案第 26 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
- 議案第 27 号 砂川市まちなか交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 7 号 令和 7 年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8 号 令和 7 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 7 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 11 号 令和 7 年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第 12 号 令和 7 年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第 14 号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 砂川市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について
- 日程第 3 議案第 29 号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 報告第 1 号 監査報告
- 報告第 2 号 例月出納検査報告
- 日程第 5 議案第 30 号 砂川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 31 号 常任委員及び議会運営委員の選任について
(日程追加)
- 議長の常任委員辞任について
- 日程第 7 選挙第 1 号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について

- 選挙第 2 号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
 選挙第 3 号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
 選挙第 4 号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
 選挙第 5 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

(日程追加)

- 継続第 1 号 総務文教委員会継続審査
 継続第 2 号 社会経済委員会継続審査
 継続第 3 号 議会運営委員会継続審査

- 日程第 8 意見案第 1 号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める
 意見書について
 意見案第 2 号 持続可能な学校の実現を目指す意見書について
 意見案第 3 号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂
 を求める意見書

○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君
	中 道 博 武 君		水 島 美喜子 君
	沢 田 広 志 君		武 田 真 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之

総務部	管理	長	板垣	喬博
兼會計	審議	監	安原	雄二
市民部		長	堀田	一茂
保健福祉部		長	安田	貢
経済部		長	野田	勉
経済部	審議	監	畠山	秀樹
建設部		長	斉藤	隆史
病院事務局		長	朝日	紀博
病院事務局		次長	為国	泰朗
総務課		長	岩間	賢一郎
政策調整課		長	三橋	真樹

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	東正人
指導参事	堤雅宏
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	川端幸人
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	板垣喬博
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	野田勉
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	安武浩美
事務局係長	野荒邦広
事務局係長	佐々木健児

開議 午前１０時００分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第１ 議案第１３号 砂川市開業医誘致等条例の制定について
議案第１５号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１６号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１７号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第１８号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第１９号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２２号 砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第２５号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
議案第２６号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
議案第２７号 砂川市まちなか交流施設の指定管理者の指定について
議案第 ７号 令和７年度砂川市一般会計予算
議案第 ８号 令和７年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第 ９号 令和７年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第１０号 令和７年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第１１号 令和７年度砂川市下水道事業会計予算
議案第１２号 令和７年度砂川市病院事業会計予算

○議長 多比良和伸君 日程第１、議案第１３号 砂川市開業医誘致等条例の制定について、議案第１５号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１６号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１

7号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第26号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市まちなか交流施設の指定管理者の指定について、議案第7号 令和7年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和7年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和7年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和7年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和7年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和7年度砂川市病院事業会計予算の16件を一括議題とします。

第2予算審査特別委員長の報告を求めます。

第2予算審査特別委員長。

○第2予算審査特別委員長 辻 勲君（登壇） おはようございます。第2予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月17日及び18日の2日間にわたり委員会を開催し、委員長に私辻、副委員長に沢田広志委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査した結果、議案第7号

令和7年度砂川市一般会計予算には修正案が提出され、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、議案第13号、議案第15号から第19号、議案第22号、議案第25号から第27号並びに第8号から第12号までの令和7年度特別会計、事業会計予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

ここで申し上げます。議案第7号について、沢田広志議員外2名から修正の動議が提出されております。

暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

ただいま配付しました修正案と本案と併せて議題とします。

提案者の説明を求めます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、議案第7号 令和7年度砂川市一般会計予算へ修正案を提出いたします。

まず、1、第1条第1項中、235億9,800万円を235億9,132万3,000円に修正します。

続いて、2、第1条第2項中、第1表、歳入歳出予算を次のように修正します。歳入につきましては、18款繰入金、1項基金繰入金を667万7,000円減額して18億8,557万1,000円に修正し、歳入合計を235億9,132万3,000円に修正します。続いて、歳出ですが、7款商工費と1項商工費を667万7,000円減額して2億6,167万4,000円に修正し、歳出合計を235億9,132万3,000円に修正します。

続いて、3、歳入歳出予算事項別明細書を次のように修正します。まず、1、総括の歳入ですが、18款繰入金を667万7,000円減額して18億8,557万1,000円に修正し、歳入合計を235億9,132万3,000円に修正します。続いて、歳出です。7款商工費は667万7,000円減額して2億6,167万4,000円に修正し、歳出合計を235億9,132万3,000円に修正します。

次に、2、歳入の18款繰入金、1項基金繰入金の2目財政調整基金繰入金を667万7,000円減額して7億3,790万6,000円に修正します。

そして、3、歳出です。7款商工費、1項商工費の5目駅前地区整備事業費を667万7,000円減額して6,315万9,000円に、14節工事請負費を667万7,000円減額してゼロ円に修正します。

提案理由といたしまして、駅前地区整備事業での駐車場内に屋外分煙施設を設置することは、公の施設内に公費を投入して喫煙できる場所を造ることであり、このことによって市が率先して喫煙を認めることになります。市は、既に砂川市がん対策推進条例を制定し、令和6年からは健康すながわ21第3次計画の推進など、喫煙が肺がんをはじめとする多くのがんや循環器疾患、例えば脳卒中とか虚血性心疾患などがあります。そして、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病などに共通した主要なリスク要因であることを踏まえ、喫煙に対して、市民の健康を守るためにがん市民講座や子供たちへのがん教育などの実施を砂川市立病院をはじめ、ふれあいセンターやがん相談支援センターなどと協働して取り組んでいることと相反することになり、屋外分煙施設は市民の健康へ影響を与えるおそれがあると考えますので、ここに修正案を提案するものであります。

以上の理由をもって議案第7号 令和7年度砂川市一般会計予算の修正案を提案いたしますので、議員各位のご賛同をお願いいたします。また、質疑をいただければ適切な答弁に努めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上を申し上げまして提案説明といたします。

○議長 多比良和伸君 これより修正案の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

次に、原案及び修正案に反対の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

次に、修正案に賛成の討論を行う方はもう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

伊藤俊樹議員。

○伊藤俊喜議員（登壇） それでは、私のほうから議案第7号 令和7年度砂川市一般会計予算の原案に賛成の立場から討論をいたします。

分煙施設、いわゆる喫煙所の設置に関しましては、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が公布され、非喫煙者への健康リスクに配慮して受動喫煙を防止するため、大きく屋内の原則禁煙、喫煙室への標識掲示義務づけ及び20歳未満の喫煙エリアへの立入禁止と併せて定義されたものであります。これを受け、望まない受動喫煙を防止するという観点から、令和2年3月には北海道において受動喫煙防止条例を制定し、さらに本市においても砂川市がん対策推進条例の中で受動喫煙防止への対策について定められているところであります。これらから、砂川市において第1種施設となる病院や学校、市庁舎はもとより、第2種施設のうち、砂川市が管理する公共施設においては敷地内禁煙という措置が講じられております。

このように昨今の健康意識の高まりや非喫煙者への健康被害等を考慮しますと禁煙という手段は有効であることは明白ではありますが、先般の健康増進法の改正においては望まない受動喫煙の防止の観点から分煙環境を整備推進することが喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現につながり、かつ今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれるとしております。つまりどちらか一方を排除するのではなく、互いに理解し合い、協調した社会、共生した社会を目指すことが読み取れます。令和6年4月1日付の地方自治体宛てに発出された総務省の通達においても、望まない受動喫煙の防止及び地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保のため、分煙施設の一層の整備を図ることと要請しており、このことを踏まえると、現在市街地には受動喫煙防止対策を講じた分煙施設はなく、むしろそのことは法がうたう受動喫煙防止の観点からいえば適當ではないという捉え方もできます。

今年４月にオープンを予定するまちなか交流施設すないは、市民が集う新たな拠点としての期待が高まっています。このような中、当該施設の敷地内に喫煙所を設置することは、集客力の向上が見込まれるだけでなく、路上喫煙の抑止につながり、望まない受動喫煙の防止やいわゆるポイ捨てなど環境保全や衛生面にも寄与できるものと考えます。本案に関しては、砂川駅前施設運営協議会の協議意向をもって措置するものとお聞きしております。厚生労働省が示す基準を遵守した形で整備をするのであれば、様々な関係機関、団体、組織で構成する協議体の答えを尊重し、民意に応えるべく、施策として原案のとおり取り進めることが必要であり、そしてそのことは結果として喫煙者、非喫煙者双方にメリットが生まれ、清潔で快適な都市環境の創出にも一役買うものと考えます。

このような理由から、令和７年度一般会計予算については原案のとおり可決すべきと考えますので、多くの議員の理解と賛同を賜りますようお願い申し上げて賛成討論いたします。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 （登壇） 議案第７号 砂川市一般会計予算についての修正案に対し、公正会・市民の声連合を代表し、賛成の立場で討論いたします。

修正案の対象となる商工費、第５目駅前地区整備事業費中の屋外分煙施設工事費について以下の問題点を指摘いたします。第１点目として、屋外分煙施設の必要性が見えてこない点についてであります。本会議の質疑及び委員会の審査において、喫煙は肺がんをはじめとする多くのがんや循環器系疾患の主要なリスク要因であることが明らかになっています。本市では、広報を通じた喫煙の健康被害や禁煙治療に関する情報提供、検診受診者への禁煙外来の紹介、小中学生へのがん教育、妊婦等への保健指導など受動喫煙防止策を積極的に推進してきました。また、令和６年第４回定例会における一般質問に対する市の答弁では、砂川市の受動喫煙対策は平成２９年施行の砂川市がん対策推進条例に基づき、市立病院や小中学校、ふれあいセンター、保育所などの敷地内禁煙を先駆けて実施し、健康増進法改正後も国の基準を上回る対策を継続しているとの説明がありました。このような市の方針に照らしても、公共施設に新たな分煙施設を設置することは整合性を欠くものがあります。

第２点目として、手順、手続及び市民への説明不足の問題であります。砂川駅前地区整備事業は令和元年から市民ワークショップなどを通じて進められてきましたが、これまでの議論の中で分煙施設を求める市民の声は確認されていません。また、定例会直前まで分煙施設設置の考えが示されておらず、市民への説明が不十分です。特に今回設置する開放型の屋外分煙施設は、煙が周囲に拡散しやすく、近隣の民家に届く可能性がある受動喫煙対策が不十分な施設です。しかも、市では事前に近隣住民に事前説明や意見収集を行っていなかったことが本会議の質疑及び委員会の審査において明らかになっています。

第３点目として、地方たばこ税の活用に関する誤解であります。令和６年４月１日付の

総務省通知、以下本通知を根拠に地方たばこ税を用いて分煙施設の整備を進めるべきとの主張があります。しかし、本通知の文言を精査すると、分煙施設の整備を積極的に進めていただくようお願いいたしますとはあるものの、お願いという表現や活用も含めという文言からは、地方たばこ税の活用が義務や強制ではなく、あくまで選択肢の一つとして示されているにすぎません。本通知を地方たばこ税による分煙施設設置の推奨と拡大解釈するのは適切ではありません。

第4点目として、砂川市まちなか交流施設すないるの利用者像と合致しない点についてであります。砂川市まちなか交流施設すないるは、駅前のにぎわい創出を目的とし、若者や学生の居場所となることも期待されています。実際に昨年11月の議会懇談会でも、砂川高校の生徒たちからも学生の居場所が必要との意見が寄せられています。しかし、分煙施設の設置は喫煙を容認する姿勢と受け取られる可能性があり、市の禁煙推進政策や教育的観点と矛盾します。砂川市まちなか交流施設すないるにおける分煙施設の存在が施設のイメージにそぐわないことは明らかなです。なお、砂川市まちなか交流施設すないるのような新設の公共施設では、今後運営を進める中で設備改善や見直しが求められることは当然のことと理解しています。重要なのは市民のニーズや時代の変化に迅速かつ適切に対応することであり、特定の市民の声を優先すべきではありません。市の事業は市民の幸福を目的とするものであり、市民の理解、納得、協力なしに進めるべきではありません。そのためにも行政は市民、議会の声に真摯に耳を傾け、情報公開と丁寧な説明を徹底すべきです。

以上の理由から、砂川市まちなか交流施設すないるに屋外分煙施設は不要であり、公正会・市民の声連合として商工費、第5目駅前地区整備事業費中の屋外分煙施設工事費を削減する修正案に賛成いたします。議員各位には賛同をお願いいたします。

○議長 多比良和伸君 これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

まず、議案第7号に対して沢田広志議員外2名から提出された修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長 多比良和伸君 起立少数であります。

したがって、修正案は否決されました。

これより、議案第1号の原案について起立により採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号、議案第15号から第19号、議案第22号、議案第25号から

第 27 号並びに第 8 号から第 12 号までを一括採決します。

本案を、第 2 予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第 2 予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 2 議案第 14 号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 20 号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 21 号 砂川市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 23 号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 24 号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 28 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について

○議長 多比良和伸君 日程第 2、議案第 14 号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号 砂川市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 23 号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 24 号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 28 号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更についての 6 件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 （登壇） 議案第 14 号 砂川市行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法を引用する条項を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページを御覧願います。砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第14号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、定義の定めであり、第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 （登壇） 私から議案第20号、第21号及び第23号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第20号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、特定地域型保育事業者に係る連携施設の確保に関する経過措置の規定を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について若干申し上げます。特定地域型保育事業者は代替保育等に関する保育所、幼稚園等の連携施設を確保しなければならないことが定められており、その確保が困難な場合、一定の要件を満たすと市が認めるときは適用しないことができる経過措置を設けておりますが、国においてその期間の延長及び内容の拡充等が図られたことから、基準府令に即して改正しようとするものであります。なお、現在市内で特定地域型保育事業を実施する事業者はございません。

次のページをお開き願います。砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第20号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。また、改正する条項のうち、長文となっている箇所につきましては主に改正後の条文の要

旨を申し上げることで説明とさせていただきます。

第37条は、利用定員の定めであり、同条第1項中「小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号」を「小規模保育事業A型をいう。第42条第3項」に、「小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号」を「小規模保育事業B型をいう。同項」に改めるものであります。

第42条は、特定教育・保育施設等との連携の定めであり、同条第1項本文中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援かという。）を実施する」に改めるものであります。

6ページになります。同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同項の次に加える2項として、改正後の同条第2項は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施について、保育所及び幼稚園等の連携施設の確保を適用しない要件として、同項第1号は連携協力者を適切に確保すること、同項第2号アは連携協力者との役割分担等が明確化されていること、同号イは連携協力者の本来業務に支障が生じないよう措置が講じられていることの全てを満たすものとし、改正後の同条第3項は、保育内容支援連携協力者とは小規模保育事業A型もしくはB型または事業所内保育事業者であることを定めるものであります。

改正後の同条第4項は、代替保育の提供に係る連携施設の確保を適用しない要件として、同項第1号は連携協力者を確保した場合、同号アは連携協力者との役割分担等が明確化されていること、7ページになります。同号イは連携協力者の本来業務に支障が生じないよう措置が講じられていること、同項第2号は市長が連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお連携協力者の確保が著しく困難であることのいずれかを満たすものとし、改正後の同条第5項は、代替保育連携協力者として同項第1号は小規模保育事業A型事業者等を定めるものであり、現行の同条第4項から第9項までを改正後は同条第6項から第11項まで2項ずつ繰り下げるものであります。

附則第4条は、連携施設に関する経過措置の定めであり、同条第1項中「10年」を「15年」に改めるものであります。

8ページになります。附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第21号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業等における食事の提供の特例に係る専門職の名称及び連携施設の確保に関する経過措置の規定を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。なお、現在市内で家庭的保育事業等を実施する事業者はございません。

次のページをお開き願います。砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第21号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。また、改正する条項のうち、議案第20号と改正内容が重複している箇所につきましては、主に改正後の条文の要旨を申し上げることで説明とさせていただきます。

第6条は、保育所等との連携の定めであり、同条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同項の次に加える2項として、改正後の同条第2項は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施について、保育所及び幼稚園等の連携施設の確保を適用しない要件として、同項第1号は連携協力者を適切に確保すること、6ページになります。同項第2号アは連携協力者との役割分担等が明確化されていること、同号イは連携協力者の本来業務に支障が生じないよう措置が講じられていることの全てを満たすものとし、改正後の同条第3項は、保育内容支援連携協力者とは小規模保育事業A型もしくはB型または事業所内保育事業者であることを定めるものであります。

改正後の同条第4項は、代替保育の提供に係る連携施設の確保を適用しない要件として、同項第1号は連携協力者を確保した場合、同号アは連携協力者との役割分担等が明確化されていること、同号イは連携協力者の本来業務に支障が生じないよう措置が講じられていること、同項第2号は市長が連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお連携協力者の確保が著しく困難であることのいずれかを満たすものとし、改正後の同条第5項は、代替保育連携協力者として、同項第1号は小規模保育事業A型事業者等を定めるものであります。

7ページになります。現行の同条第4項から第5項までを改正後は同条第6項から第7項まで2項ずつ繰り下げるものであります。

第16条は、食事の提供の特例の定めであり、同条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加えるものであります。

附則第3条は、連携施設に関する経過措置の定めであり、同条第1項中「10年」を「15年」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第23号 砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、地域包括支援センターの職員の配置基

準等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について若干申し上げますが、全国的に地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況を踏まえ、原則的に配置する保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等の3つの職種について常勤職員を配置できない場合であっても、その勤務時間に相当する常勤換算方法による配置体制も可能になったこと、地域包括支援センターが市内で複数設置される場合、3つの職種について地域の実情に応じた柔軟な配置も可能とすることを主な内容とする改正省令が施行されたことから、基準省令に則して改正しようとするものであります。なお、現在市内の地域包括支援センターは1か所であり、3つの職種ともに常勤職員が配置されていることから、現時点において改正の影響は生じないものであります。

次のページをお開き願います。砂川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第23号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第3条は、職員に係る基準及び当該職員の員数の定めであり、同条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「法第7条第5項に規定する」を削り、「主任介護支援専門員研修を修了した者」を「介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改めるものであります。

改正後の同条の第2項として、「前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする」を加えるものであります。

4ページになります。現行同条第2項中「前項の」を「第1項の」に改め、同項の表中

「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とするものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局次長。

○病院事務局次長 為国泰朗君 （登壇） 私から議案第24号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令等により水道法施行令等の一部が改正されたことに伴い、砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格要件を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要についてご説明申し上げます。これまで水道行政につきましては厚生労働省が所管しておりましたが、国土交通省及び環境省に移管する法案が可決されており、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、資格要件に下水道等に関する実務経験を含めるなどの見直しが行われ、また水道整備、管理行政に携わる職員数の減少に伴い水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加や職員数の少ない小規模事業者における技術上の実務経験年数の見直し等が行われたほか、関係政省令である水道法施行令等の規定に合わせた規定の整理をするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては5ページ、議案第24号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。なお、改正内容の説明に当たっては、内容が多岐にわたることから、改正後の条文についてのみの説明とさせていただきたいと存じます。

第2条は、水道技術管理者の資格の定めであり、第1号を「水道法施行令（以下「令」という。）第5条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6か月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については2年6か月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、第2号を「令第5条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又また

はそれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については3年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、第3号を「5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、第4号を「令第5条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年6か月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については、6ページになります。3年6か月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、第5号を「外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」に改め、第6号を「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者」に改め、第7条を「技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」に改め、第8号を「建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」に改めるものであります。

なお、第8号については、新たに資格要件として加わるものであります。

7ページになります。附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

なお、本条例の改正に伴う当院への影響はございません。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 （登壇） 議案第28号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更についてご説明申し上げます。

変更の理由は、滝川市に委託している中空知広域圏5市5町が共同利用する電子情報処理組織による戸籍等事務について、新たにクラウドサービスによる処理へ移行するとともに、条文を整理するため、本規約の一部を変更しようとするものであります。

次ページを御覧願います。電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更についてであります。変更の内容につきましては3ページ、議案第28号附属説明資料の新旧対照表によりご説明いたします。向かいまして左が現行、右が変更後となっており、変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、委託事務の範囲の定めであり、第2条第1号中「設置し、」を削るものであります。

第5条は、委託事務の収支の分別の定めであり、第5条中「その委託を受けた事務」を「委託事務」に改めるものであります。

第7条は、連絡会議等の定めであり、第7条第2項中「電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務関係者」を「委託事務関係者」に改めるものであります。

附則として、この規約は、令和7年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時01分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

これより議案第14号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第3 議案第29号 教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第3、議案第29号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 （登壇） ただいま上程をいただきました議案第29号 教育長の任命につき同意を求める案件でございますが、砂川市教育委員会教育長でございます高橋豊氏は令和7年3月31日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして次の者を教育長として任命いたしたいと存じます。

板垣喬博氏を任命いたしたいと存じます。

裏面に履歴等が記載されておりますが、板垣君は平成3年3月、北海学園大学を卒業後、同年4月、砂川市役所に奉職いたしまして、現在まで記載のような職を歴任し、令和5年5月から総務部長兼会計管理者兼選挙管理委員会事務局長で現在に至っております。勤務については、極めて職務に忠実で、精励をし、実績を上げているものであり、適任と考え、ここに提案を申し上げる次第でございますので、ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時10分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を再開します。

◎日程第4 報告第1号 監査報告

報告第2号 例月出納検査報告

○議長 多比良和伸君 日程第4、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号及び第2号を終わります。

◎日程第5 議案第30号 砂川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

○議長 多比良和伸君 日程第5、議案第30号 砂川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

水島美喜子議員。

○水島美喜子議員 （登壇） それでは、議案第30号 砂川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、刑法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴い、罰則に係る刑の種類を改めるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願います。砂川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第30号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、定義の定めであり、第4項ただし書中「以下」を「第21条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めるものであります。

第12条は、利用及び提供の制限の定めであり、第5項中「及び第30条」を削り、同項の表、第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものであります。

6ページを御覧願います。第17条は、個人情報ファイル簿の作成及び公表の定めであり、第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改めるものであります。

7ページを御覧願います。第19条は、開示請求権の定めであり、第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削るものであります。

第28条は、第三者に対する意見書提出の機会の付与等の定めであり、第2項本文中「この章において」を削るものであります。

第32条は、訂正請求権の定めであり、第2項中「この章及び第49条において」を削るものであります。

8ページを御覧願います。第33条は、訂正請求権の手続の定めであり、第3項中「この章において」を削るものであります。

第39条は、利用停止請求権の定めであり、第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削るものであります。

第40条は、利用停止請求の手続の定めであり、第3項中「この章において」を削るも

のであります。

9 ページを御覧願います。第 48 条は、適用除外の定めであり、「第 4 章」を「前章」に改めるものであります。

第 49 条は、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等の定めであり、「特定」の次に「に資する情報の提供」を加えるものであります。

第 53 条から第 55 条までの規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

10 ページを御覧願います。附則として、第 1 項は施行期日であり、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 53 条から第 55 条までの改正規定及び次項の規定は、同年 6 月 1 日から施行するものであります。

第 2 項は経過措置として、前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第 30 号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 31 号 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長 多比良和伸君 日程第 6、議案第 31 号 常任委員及び議会運営委員の選任についてを議題とします。

選任の方法については、砂川市議会委員会条例第 8 条の規定に基づき、次のとおり指名したいと思います。

総務文教委員に水島美喜子議員、私多比良和伸、伊藤俊喜議員、沢田広志議員、中道博武議員、鈴木伸之議員、高田浩子議員、社会経済委員に山下克己議員、石田健太議員、小黒弘議員、武田真議員、是枝貴裕議員、辻勲議員、議会運営委員に石田健太議員、武田真議員、是枝貴裕議員、辻勲議員、以上のとおり指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり選任されました。

◎日程の追加

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

ここで、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議長の常任委員辞任について

○議長 多比良和伸君 追加日程第1、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

ただいま選任されました常任委員のうち、当職につきましては選任された総務文教委員を辞任したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

ここで会議を休憩し、休憩中に2常任委員会及び議会運営委員会を開会して正副委員長を互選し、議長までお知らせいただき、本会議で氏名を報告したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時45分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

2常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の氏名をご報告します。

総務文教委員長に伊藤俊喜議員、同副委員長に鈴木伸之議員、社会経済委員長に辻勲議員、同副委員長に山下克己議員、議会運営委員長に是枝貴裕議員、同副委員長に武田真議員、以上のとおり決定しましたので、ご報告します。

◎日程第7 選挙第1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について

選挙第2号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について

選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について

選挙第4号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

選挙第5号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○議長 多比良和伸君 日程第7、選挙第1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について、選挙第2号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について、選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について、選挙第4号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について、選挙第5号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についての5件を一括議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

これより、選挙第1号について、砂川地区広域消防組規約第6条第3項の議員に伊藤俊喜議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました伊藤俊喜議員を砂川地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました伊藤俊喜議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

続いて、選挙第2号について、砂川地区保健衛生組規約第6条第4項の議員に辻勲議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました辻勲議員を砂川地区保健衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました辻勲議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

続いて、選挙第3号について、中空知広域市町村圏組規約第6条第3項の規定による同規約第5条第2項の議員に伊藤俊喜議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました伊藤俊喜議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定め

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました伊藤俊喜議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

続いて、選挙第4号について、中空知広域水道企業団規約第6条第3項の規定による同規約第5条第2項の議員に辻勲議員、武田真議員、山下克己議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました辻勲議員、武田真議員、山下克己議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました辻勲議員、武田真議員、山下克己議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

続いて、選挙第5号について、中・北空知廃棄物処理広域連合規約第8条第4項の規定による同条第2項の議員に辻勲議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました辻勲議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました辻勲議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程の追加

○議長 多比良和伸君 ここで、総務文教委員長、社会経済委員長及び議会運営委員長から継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの継続審査の申出を日程に追加し、追加日程第2として一括議題にしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、一括議題とすることに決定しました。

◎追加日程第2 継続第1号 総務文教委員会継続審査
継続第2号 社会経済委員会継続審査

継続第3号 議会運営委員会継続審査

○議長 多比良和伸君 追加日程第2、継続第1号 総務文教委員会継続審査、継続第2号 社会経済委員会継続審査、継続第3号 議会運営委員会継続審査の3件を一括議題とします。

本件については、各委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第101条の規定により、お手元に配付のとおり委員の任期中において閉会中の継続審査の申出であります。

各委員長からの申出のとおり、委員の任期中において閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第8 意見案第1号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書について

意見案第2号 持続可能な学校の実現を目指す意見書について

意見案第3号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書

○議長 多比良和伸君 日程第8、意見案第1号 えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書について、意見案第2号 持続可能な学校の実現を目指す意見書について、意見案第3号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める意見書についての3件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第3号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第3号を一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 これで日程の全てを終了しました。

令和7年第1回砂川市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時53分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員